

研究活動の不正防止行動計画

1 目的

この行動計画は、「長野県環境保全研究所研究活動コンプライアンス規程」（令和6年 月 日制定。以下「コンプライアンス規程」という。）に基づき、長野県環境保全研究所（以下「研究所」という。）における「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」を未然に防止する具体的活動を定め、研究活動の信頼性と公正性を確保することを目的とする。

2 基本方針

- (1) 研究所は、研究者が研究活動コンプライアンス規程第6条の行動規範を遵守し、公的研究機関として研究活動の信頼性と公正性を確保することの重要性を認識し、不正行為を起こさない環境づくりに努める。
- (2) 研究所は研究倫理を含むコンプライアンス（以下、「研究コンプライアンス」という。）教育を推進し、高い倫理観と自己規律を持った研究者の育成を行うとともに、研究活動及び公的研究費の取扱いに関する不正行為に対して厳しく対処する。
- (3) 研究所は研究活動の公正性及び公的研究費の適正な運営管理について社会的説明責任を果たせる体制を整える。

3 不正防止に係る管理運営体制

研究所における「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」の防止と、不正行為の通報等に組織的に対処するため、コンプライアンス規程に基づく別図の管理運営体制により、迅速かつ的確な取り組みを行う。

4 研究活動に係る不正防止に向けた重点事項

- (1) 研究者は、研究データや根拠の信頼性の確保に十分留意し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為及び研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいと認められる行為を行わない。
- (2) 研究者は、研究により得られたデータ等の保存・管理・開示においては、長野県の文書管理及び情報公開・個人情報保護の諸規程に基づき適正に行うとともに、既発表データの利用基準、著作権等について十分注意し、共同研究組織や学会等の慣行ルールを遵守する。

(3) 研究を指導する立場にある者は、研究活動に係る不正が起きないように、指揮下にある研究者に対し、定期的な教育を行うとともに、研究者として守るべき研究コンプライアンスが十分理解・習得できるよう指導に努める。

5 公的研究費の取扱いに係る不正防止に向けた重点事項

(1) 長野県職員として県のサービス・財務・事務・旅費・契約等の諸規程及び研究所が定めた規則等と、研究に係る事業要綱等に定められた助成条件や運用ルールを遵守する。

(2) 発注・納品・検収に係る運用の適正化

不正な発注・納品を防止するため、物品の発注者と検収者の分離、納品確認の実施、購入物品の管理把握を実施する。

(3) 適正な取引

取引業者との癒着を防止するため、取引状況の記録管理と適正な業者選定の確認を行う。

(4) 適正な契約・支払

諸規程に基づいた契約と支払の手続きを行うため、契約日と支払開始日の整合性（事前着工留意）、業者に対する未払防止、特定業者や時期の集中回避などを徹底する。

(5) 研究雇用職員の勤務実態の確認

支払区分と勤務実態が乖離しないよう、作業日誌・出勤簿を作成し業務内容を確認する。特に、競争的資金による研究活動では、課題名を明記し、研究担当者に加え担当部長が確認する。

(6) 旅費の事実確認

出張の実態と旅費支払いが乖離しないよう「総務事務システム」による旅行命令と確定精算、その他復命書等の証拠書類を担当部長が確認する。学会・シンポジウム等への出席の場合は、大会要旨や配布資料などを添付し、該当課題と関連する内容であることを担当部長が確認する。

(7) 関係者の意識向上

公的研究費の執行に係る関連規程の周知徹底を図るため、研究課題に係る研究者の研究コンプライアンス研修会等の受講を徹底する。

(8) モニタリングの実施

公的研究費の適正な会計管理・執行のため、コンプライアンス推進責任者はモニタリングを実施する。

(附則) この行動計画は、令和6年7月12日から施行する。

不正防止に係る管理運営体制

長野県

(関連法規)

- 地方自治法・地方公務員法
- 長野県組織規則・服務規程・財務規則・事務処理規則・会計関係例規
- 長野県の契約・懲戒・情報公開・個人情報保護条例等

★ 県民ホットライン制度 ★ 長野県職員公益通報（レッドフラッグ）制度

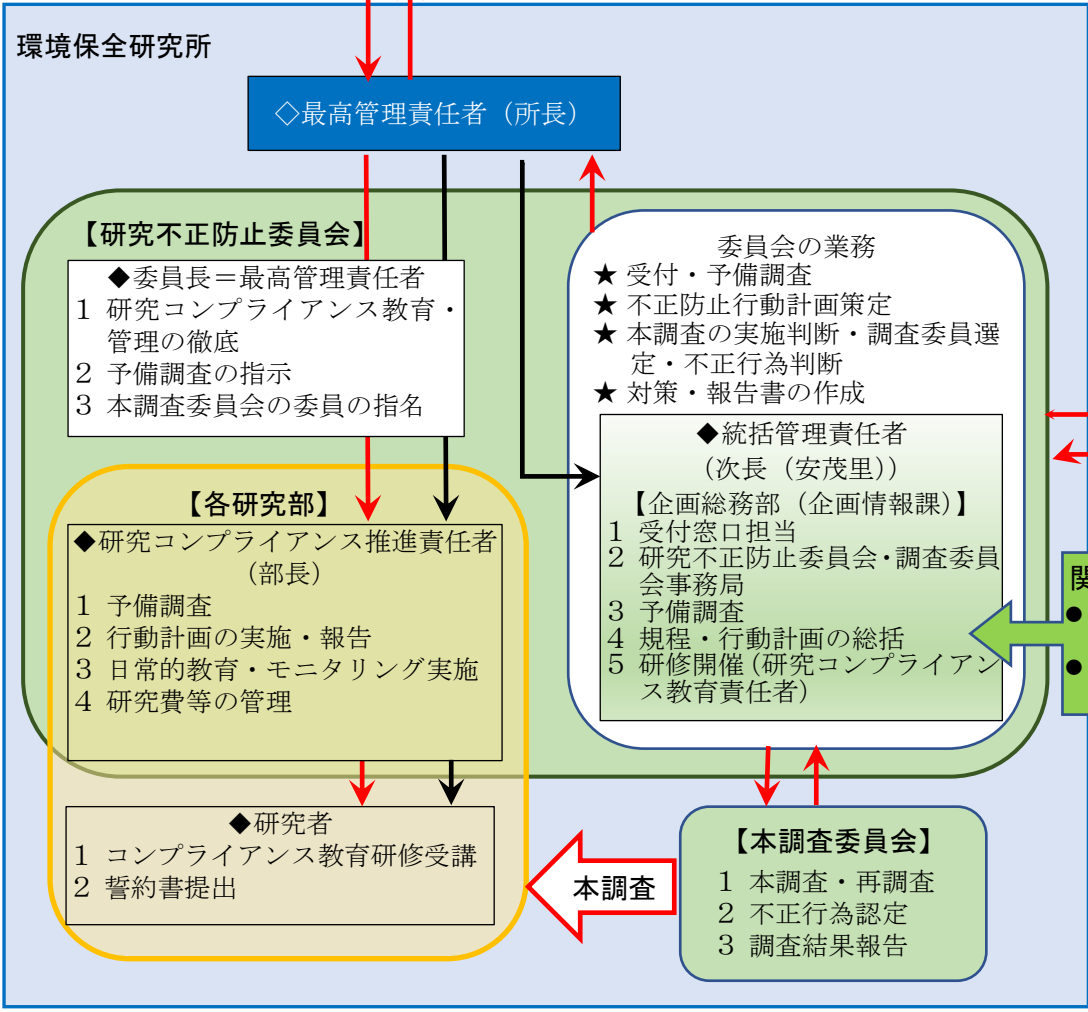
・ 疑義
・ 相談
・ 通報
・ 告発

人事担当部署協議（処分罰則措置）

公表
不正内容・措置等

環境部

環境部長・環境政策課長（環境保全研究所所管課）



関係省庁ガイドライン

- 公的研究費のガイドライン
- 研究活動の不正行為対応ガイドライン

本調査

